

新発田城跡石垣定点観測移動量調査業務委託 仕様書

1 業務名

新発田城跡石垣定点観測移動量調査業務委託

2 業務の目的

史跡新発田城跡の石垣の動きを把握するため、定点観測移動量調査を行う。

3 委託期間

契約日から令和10年3月24日まで

4 履行場所

(1) 現地調査箇所

新発田市大手町6丁目地内

(2) 成果品等提出場所

新発田市乙次281-2 新発田市役所豊浦庁舎1階 文化行政課

5 業務内容

(1) 全体計画・打合せ協議について

- ① 受注者は、業務の適切な遂行を図るため、詳細な全体計画を作成するとともに、発注者と綿密な連絡を取り、必要な段階で十分な協議・報告を行うものとする。
- ② 石垣定点観測移動量調査については、3年間（令和7年度から令和9年度まで）、年3回（7月・11月・3月）実施するものとする。
- ③ 打合せについては、各年度ともに定点観測移動量調査の実施前に1回及び成果品納品時1回の各年度2回ずつを原則とし、その内容を打合せ記録簿等の書面で提出し、発注者と受注者は記載事項について確認し記名して提出する。また、打合せについては、必要に応じて追加することとし、その内容についても打合せ記録簿等の書面で提出する。

(2) 石垣定点観測移動量調査について

① 石垣定点観測移動量調査業務

各断面において、当初作成したエレベーション図等に、定点観測移動量取得データを重ね変位を断面的に判読できるよう図化及び数値化を行う。

ア 本作業は、石垣の石自体の移動量調査を目的として、3箇年に渡る定点観測により実施する。なお、作業は次のとおり実施する。

a 定点観測用基準点等設置（基準点及び見返し点については、平成27年度に設置したものを活用する。）

なお、基準点、見返し点が亡失等した場合は復元を行うものとし、復元測量は公共測量作業規程1級基準点測量に準じて実施するとともに、水準測量は公共測量作業規程3級水準測量に準じて実施するものとする。

b 石垣定点観測移動量調査

(2) アー a において設置した基準点から石垣の定点観測を実施する。

計測に使用する測量機器は、高度な技術水準をもつ中立的機関が検査を行い証明された器械で2級トータルステーション以上の性能を有する器械とし、計測方法は、単角観測方式でノンプリズムでの測距とする。また、計測方法は、水平角固定とし鉛直角と距離で観測を実施する。

c 移動量確認用重ね図及び移動量一覧作成

各断面において、当初作成したエレベーション図等に定点観測取得データを重ね、変位を断面的に判読できるよう図化及び数値化を行う。図化については、年度ごと、回数ごとに線種、色を変え表示する。数値化については、年度毎、回数毎に座標軸（X、Y、Z）、前回数値との差分を表示する。

d 定点観測実施に伴う土地使用に関する関係機関との協議等について

道路使用に関する協議等については、受注者が行うものとする。それ以外の土地使用に関する協議については、発注者を通して、事前に関係機関と行うこととする。

e その他

定点観測作業や成果品の納品において生じた疑問事項及び重要な表現事項については、発注者と協議しその指示に従うものとする。

(3) 定点観測数について

定点観測数 25 本（※別紙、石垣測定箇所図のとおり）

(4) 検査校正について

本業務の各工程で発注者の検査を受けなければならない。検査の結果、成果に誤りや不備がある場合には、受注者は直ちに修正を行い、再度、発注者の検査を受けるものとする。なお、各工程での校正回数は、原則として2回までとする。

(5) その他

- ① 本業務は、平成 28 年度からの調査を継続するものであり、調査方法や観測地点、成果品等については、原則として令和 6 年度以前と同様であること。
- ② 発注者は受注者に対し、石垣定点観測移動量調査の結果分析や資料提供、必要に応じて検討会議等への出席を求める場合がある。
- ③ 石垣定点観測移動量調査に必要な消耗品（クラックディスク、接着剤等）は受注者負担とする。

6 成果品等

(1) 定点観測移動量調査業務の納品時及び事前打合せ時等

- | | |
|---|----|
| ① 定点観測測量成果簿（移動量調査定点観測成果） | 一式 |
| ② 移動量確認用重ね図 1/20（各断面において、当初作成したエレベーション図等に重ねる） | 一式 |
| ③ HP用移動量確認用重ね図 1/20（各断面において、当初作成したエレベーション図等に重ねる。電子媒体も含む。） | 一式 |
| ④ 打合せ記録簿（記録した電子媒体も含む。） | 一式 |
| ⑤ 移動量確認用一覧表（年度毎、回数毎に座標軸（X、Y、Z）、前回数値との差分が記載されている表） | 一式 |

- ⑥ その他本業務で取得した電子データ記録媒体 一式
- ⑦ その他発注者が指示した書面及び記録媒体 一式

(3) 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、複製または流用してはならない。

7 資料の提供

発注者は必要と認める資料を受注者に貸与するものとする。発注者が貸与する物品及び資料等については、受注者の責任において厳正に管理し、外部への流出防止策を講ずるものとする。

また、受注者は常にその管理状況を明らかにし、業務終了後は返却するものとする。

8 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合、速やかに発注者と受注者が協議の上、決定する。

9 請求書提出先

新発田市役所豊浦庁舎 1 階文化行政課文化行政係 TEL : 0254-22-9534 (直通)

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。